

議案第 8 号

市立学校公文書管理規程中改正について

市立学校公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月2日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

第25条第4項第5号中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）第15条の7、第19条の4又は第21条の4」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条、第93条又は第101条」に改める。

第27条中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

横須賀市個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の条文整備を行うため。

(公文書の種別及び保存期間)

第25条 公文書の種別及び保存期間は、法令等に別の定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- 第1種 30年
- 第2種 10年
- 第3種 5年
- 第4種 3年
- 第5種 1年
- 第6種 1年未満

2 公文書の種別については、当該公文書の重要度、利用度、資料価値等を考慮して、総務課長が定めるものとする。

3 公文書の保存期間は、会計年度によるものとし、完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。ただし、暦年による公文書は、完結日の属する年の翌年1月1日から起算する。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書の保存期間は、当該各号に定める期間を延長するものとする。

(1) 現に監査、検査等の対象になっている公文書 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる公文書 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされる公文書 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間

(4) 公文書公開請求があった公文書 横須賀市情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号)第11条第1項の諾否決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 保有個人情報の開示請求等があった公文書 ~~横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)第15条の7、第19条の4又は第21条の4の決定の日の翌日から起算して1年間~~

(6) 職務の遂行上保存期間の延長を必要とする第1種の公文書 総務課長が定める期間

5 校長は、公文書の完結日の属する年度(以下「当該年度」という。)の翌年度以後に公文書の種別を変更する場合には、総務課長と協議するものとする。ただし、特に理由がある場合には、公文書の種別を当該年度内において変更することができる。

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条、第93条又は第101条

(保管文書)

第27条 校長は、完結文書等のうち、第1種又は第2種に属するもの(以下「保管文書」という。)に係る保管文書目録(第5号様式)を総務課長が別に定める~~手続き~~に従って作成し、総務課長に提出しなければならない。

 手続き